平成２２年（フ）第９４号
鹿児島県鹿屋市新栄町31番１号　ローズハイム101号
債務者　池田　基香（旧姓迫水）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
沖縄県浦添市牧港２丁目30番８号
債務者　當眞　嗣樹
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４４号
北海道浦河郡浦河町堺町東１丁目18番１―301号
債務者　井上ゆかり（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
北海道様似郡様似町緑町140番地の20
債務者　伊藤絵里加（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
北海道浦河郡浦河町堺町西１丁目10番１―102号
債務者　坂下　久男
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
北海道日高郡新ひだか町静内田原621番地千代田牧場内
債務者　河野　麻代（旧姓阪井）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第５６０号
兵庫県西宮市生瀬武庫川町１番５―107号
債務者　酒井　昌子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６４号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台22番404号
債務者　立石　浩之
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５３７号
北九州市若松区高須南３丁目６番22―501号
債務者　北原いすず
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６５３号
北九州市八幡西区香月中央１丁目５番１―101号
債務者　中村　恵美（旧姓石松・中島）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６８２号
北九州市八幡西区鷹見台２丁目２番12号
債務者　愛甲　哲史
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５４７号
熊本市島崎２丁目４番13号　フェリーチェ・カーサ島崎407
債務者　杉　　好貴
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４０４号
大分県別府市大字野田809番地の３
債務者　伊藤　尋美（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４１号
大分県中津市山国町吉野１番地１
債務者　来海ひろえ
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第５６号
大分県宇佐市院内町二日市137番地の１、申立時の住所大分県宇佐市大字四日市3021番地の１
債務者　辛島　芳文
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第６３号
大分県中津市大字宮夫180番地３　金色アパート２号、住民票上の住所大分県中津市大字宮夫180番地３　垂水アパート２号
債務者　屋成　秀憲
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７０号
宮崎市吉村町江田原甲223番地２　美和アパート103号
債務者　井畑千賀子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
宮崎地方裁判所破産係